

2 総 則

開催の趣旨

国民体育大会（以下「国体」という。）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。あわせて、この国体を通じ、人と人との絆、地域の絆を一層深め、東日本大震災からの復興、日本再生につながる大会とする。

【ぎふ清流国体が目指すもの】

1 簡素であっても質の高い国体

簡素・効率化を進める国体であっても、選手が高いレベルで競技を行い、来県者の方が快適に過ごせる環境を提供しなければならない。その中でも、全国から訪れる選手が最大限力を発揮できるよう環境を整備したり、県民一人ひとりがおもてなしの心で温かくお迎えしたり、簡素ではあっても質の高い国体を目指すものである。

2 だれもが主役となる国体

年齢、性別、障がい、競技レベルなどに関係なく、スポーツを「して」「観て」「支える」ことができるさまざまな環境をつくり出して、選手、役員、観客そして大会にかかわるすべての方が主役となる国体を目指すものである。

3 豊かなまちづくりにつながる国体

豊かなまちづくりに大きな役割を果たす県民協働の推進や健康づくりの推進、地域福祉の推進や青少年の健全育成、コミュニティの再生や地域経済の活性化、一流スポーツ選手の誕生や地域イメージづくりなど、地域スポーツ振興の一翼を担い、豊かなまちづくりにつながる国体を目指すものである。

実施方針

1 実施競技

正 式 競 技	公開競技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ	高等学校野球 トライアスロン

2 会期及び会場地

会 期	会 場 地	会場地数
水泳競技会は下記日程内で実施 平成 24 年 9 月 13 日(木) ～ 17 日(月)〔5 日間〕	岐阜市、大垣市	2 市
平成 24 年 9 月 29 日(土) ～ 10 月 9 日(火) 〔11 日間〕	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、養老町、垂井町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、川辺町、白川町、愛知県蒲郡市	22 市 10 町

3 競技方法

正式競技は都道府県対抗とし、公開競技については実施要項に示す方法とする。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるドーピング防止活動（ドーピング検査及びドーピング防止教育啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本ドーピング防止規程」及び別に定める「国民体育大会ドーピング防止活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用に係る除外措置」(TUE)に係る手続きを行うこと。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 6 7 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。

(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者(日本国との平和条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 学校教育法第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込み締切時に 1 年以上在籍していること。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学又は家族滞在(中学 3 年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 平成 24 年以前に前号(イ)に該当していた者。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、大会参加時において留学に該

当しない者。

[注] 大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第 65 回又は第 66 回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第 65 回又は第 66 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 平成 23 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者(別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 平成 23 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置の考え方」による。)

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(イ) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと(別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地

(ウ) 勤務地

(I) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(別記 3) に定める小学校の所在地

「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成 24 年 4 月 30 日以前から本大会終了時(平成 24 年 10 月 9 日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を(別記 4) 受ける場合

[少年種別]

a 「一家転住」した場合

b 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(別記 3) の適用を受ける場合

c 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」(別記 4) の適用を受ける場合

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成 6 年 4 月 1 日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成 9 年 4 月 1 日以前に生まれた者から平成 6 年 4 月 2 日以後に生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成 24 年 4 月 1 日を基準とする。

イ 公益財団法人日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学 3 年生とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、公益財団法人日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議の上、公益財団法人日本体育協会がその可否を決定する。

別記 1 【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第 3 項〔本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第 3 項により取り扱うものとする。

- (3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - (国内移動選手の制限) に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切期日までに、公益財団法人日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置の考え方】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は次のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、

次の(1)に該当する者については、開催基準要項細則第3項及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

- ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「(ア)居住地を示す現住所」、「(イ)学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「(ウ)勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第3項-(1)-1-(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第3項-(1)-1-(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地(以下『学校所在地』という。)」または「勤務地」の各要件を満たしていても、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 24 年 4 月 30 日以前から競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 65 回及び第 66 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項（1）1）（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 24 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日体協が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から第 66 回大会に参加した者が、第 67 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項（1）1）（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

< 例 > 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

卒業中学校または卒業高等学校の所在地

災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成23年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

別記5【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 大会開催の直近に開催されたオリンピック競技大会（冬季競技はオリンピック冬季競技大会）に参加した者。
- (2) 大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
 - ア JOC アスリートプログラム強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、住民票又は外国人登録原票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(7) 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(1) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-の通りとする。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを都道府県ごとの男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次の2種類とする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

(1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

(2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場

合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 各競技の参加申込み方法

- (1) 都道府県の体育協会会長及び各競技団体会長は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び(財)日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長あてに申込むものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込み締切日

締切日	競技
平成24年8月23日(木)	水泳、ボート、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
平成24年8月29日(水)	柔道
平成24年9月5日(水)	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、高等学校野球

- (4) 参加申込み様式は、公益財団法人日本体育協会が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、次の所あてに所定の様式にて届け出なければならない。
 - ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局
 - イ ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会事務局
 - ウ ぎふ清流国体各競技会場市町実行委員会事務局
 なお、公益財団法人日本体育協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込み情報を修正すること。

9 各競技会の棄権手続き

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県体育協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入する。

区分	負担金
少年の種別に参加する選手	1,500円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	2,000円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成24年9月5日(水)

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

11 宿泊申込み

大会参加者は、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 参加選手団本部役員編成及び視察員

(1) 参加選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

(4) 参加選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(5) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、平成 25 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している都県については、東京都 100 名以内、長崎県及び和歌山県 60 名以内、岩手県及び愛媛県 40 名以内とする。

13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

(1) 大会参加章

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員

(2) 大会参加記念章

デモンストレーションとしてのスポーツ行事参加者

(3) 視察員章

視察員

14 参加上の注意

(1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。

(2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

15 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて公益財団法人日本体育協会及び中央競技団体等関係

団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、公益財団法人日本体育協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は公益財団法人日本体育協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込み様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、岐阜県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

16 国民体育大会参加者傷害補償制度

公益財団法人日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(一人あたり1,000円)を、公益財団法人日本体育協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については別途公益財団法人日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

17 文化プログラム

文化プログラムは、次表のとおりとし、実施については、文化プログラム実施基準に基づくものとする。

(平成24年2月28日現在)

文化プログラム	会 場 地	会場地数
「ドキュメンタリー岐阜135」展	岐阜市	21市19町2村
所蔵品企画展「雪を描く」		
ぎふ長良川鶴飼 風流屋形船		
遺物の展示		
「三幕の物語」展		
公募展 第4回「わたしの年賀状コンクール」		
ハートフルフェスタ2012		
第289回市民の劇場 第4回ぎふジャズフェスティバル		
平成23年度岐阜県読書感想文コンクール表彰式		
H I B I N O A R T ゼミ		
第6回円空大賞展		
第294回市民の劇場 戯曲づくりワークショップ優秀短編発表会		
所蔵品企画展「外国の風景 - 建物 - 」		

文化プログラム	会 場 地
横山幸雄ピアノリサイタル	岐阜市
第16回岐阜県民文化祭 平成23年度第20回岐阜県文芸祭表彰式及び作品講評会	
第60回ぎふ梅まつり	
長良川ふれあいコンサート	
ぎふ・プラハ音楽院セミナー	
第40回「道三まつり」	
岐阜市歴史博物館特別展「昭和の家族 きずな」	
ぎふ長良川鶴飼	
ぎふ長良川鶴飼 夢粋船	
長良川ソーデーウオーク	
第66回岐阜県美術展（一般部）	
第66回岐阜県美術展（青年部）	
第66回岐阜県美術展（少年部）	
開館30周年記念 「象徴派 - 夢幻美の使徒たち」展	
岐阜市歴史博物館企画展「岐阜の夜明け（仮称）」	
ぎふ・リスト音楽院マスターコース	
長良川うかいミュージアム（岐阜市長良川鶴飼伝承館）	
第25回岐阜市民芸術祭	
伝統文化の夕べ 第26回長良川薪能	
開館30周年記念 「マルク・シャガール - 愛をめぐる追想」展	
第17回岐阜県民文化祭・ぎふ文化の祭典 第5回ひだ・みの創作オペラ「ふるさとの昔話」（仮称）	
岐阜県障がい者福祉フェア	
全国スポーツ写真展	
第56回「ぎふ信長まつり」	
第65回岐阜市美術展覧会	
第11回岐阜市まるごと環境フェア	
開館30周年記念 「岐阜県美術館の歴史 - 30年の歩み」展	
みんなで歩こう 健幸ウォーク	
第33回市民健康まつり	
岐阜県特別支援学校美術作品展 音楽発表会	
第48回岐阜市文芸祭 一般の部	
岐阜市オンリーワンわたしたちの芸術祭	
第38回全日本写真連盟岐阜県本部展	
岐阜市歴史博物館企画展「ちょっと昔の道具たち」	
岐阜城	
岐阜市歴史博物館総合展示	
和太鼓 L I V E 2012 ～清流～	羽島市
第36回羽島市民音楽祭（詩吟の部）	
羽島市文化協会 市民観月会	
第44回羽島市美術展（一般の部）	
第36回羽島市民音楽祭（邦楽の部）	
第39回羽島市文芸祭	
鶴沼宿脇本陣邦楽ライブ	各務原市

文化プログラム	会 場 地
瞑想の森コンサート	各務原市
楽器体験フェア	
図書館アート展	
Y O U N Gワンコインコンサート	
図書館ホールコンサート	
木曽川音楽祭	
村国座芸術文化公演	
産業文化センターコンサート	
村国ライブ	
輝け！いきものスポーツ大会！！	
皆楽座コンサート	
各務原音楽コンクール	
鵜沼宿脇本陣アート展	
各務野音楽塾	
各務原市美術展	
市民大茶会	
音楽ウィーク・街角コンサート	
高校生・少年美術展	
かかみがはら航空宇宙科学博物館	
中山道鵜沼宿町屋館	
市民公開講座	
うつ・自殺予防対策講演会	
好日会 ~ヴァイオリンコンサート&紹欽茶会~	
和太鼓コンサート	
0歳児からのクラシックコンサート	
伊自良夏まつり	
ふれあい夏まつり	
山県市オリジナル演劇 市民創作演劇エトセトラ	
みやま川まつり	
B B B B コンサート	瑞穂市
セレノグラフィカダンス公演	
M B K 音楽コンテスト	
文化協会文化フェスタ	本巣市
文化協会10周年記念事業	
第7回本巣市文化協会 部門別(音楽)芸能祭 華やぎ会	
第8回本巣市美術展	
本巣市文化協会 春の文化祭	
ほほえみジュニア文化祭2012	
第15回早春淡墨桜浪漫ウォーク	
第8回本巣市花とほたる祭り	
ふれあいサマーフェスタ2012	
第20回うすずみサマーフェスティバル「宗次郎淡墨桜コンサート」	
よってきん祭ぎなん'12	

文化プログラム	会 場 地
岐南町文化祭	岐南町
町民菊花展	
ぎなんフェスタ2012&全国ねぎサミット(仮称)	
新年企画干支「辰年展」	笠松町
企画展 笠松の獅子門の人たち - 芭蕉・支考からの流れ 今も -	
講演会 獅子門 日本最古の俳諧結社 って!?	
私のコレクション 古布「5節句にみる風習」(奥畑純子様)	
夏休み企画 折り紙のふしぎ	
館蔵品展 古図にみる笠松の地形	
北方まつり	北方町
未来タウン北方ふれあいまつり	
大垣市郷土館 企画展「新春祝賀美術展」	大垣市
守屋多々志美術館 第44回企画展「新春「干支と吉祥 - 守屋多々志 - 」	
日本昭和音楽村オリジナルビデオ「昭和音楽の歩いた道」上映	
第32回ジュニア油絵展	
市民創作ミュージカル「お庵さま」	
大垣市郷土館 企画展「鳥獣や魚を描いた画展」	
守屋多々志美術館 第45回企画展「花とよそおい 守屋多々志」	
日本国際ポスター美術館所蔵ポスター展2012	
守屋多々志美術館 特別展示「扇面芭蕉と船町 - 守屋多々志 - 」	
大垣まつり	
守屋多々志美術館 第46回企画展「平清盛と源平の時代 守屋が描く合戦絵巻」	
文化フェスティバル	
大垣市郷土館 所蔵品展「岩越雪峰と大野百錬展」	
守屋多々志美術館 生誕100年記念展「守屋多々志の世界」	
大垣市芸術祭	
芭蕉蛤塚忌全国俳句大会	
大垣市郷土館 所蔵品展「戸田良直・道子夫妻の日本画」	
守屋多々志美術館 第47回企画展「若き日の夢 - 守屋多々志の修業時代 - 」	
第9回東西全国俳句相撲	
海津市文化展	海津市
養老町文化フェスティバル	養老町
国体開催記念「垂井とスポーツ」	垂井町
垂井町文化講演会	
関ヶ原合戦祭り2012	関ヶ原町
神戸町日比野五鳳記念美術館「春季展」	神戸町
第55回神戸町文化祭	
神戸町日比野五鳳記念美術館「秋季展」	
第11回千本桜まつり	輪之内町
第4回あじさいまつり2012	
石垣島の貝殻展	
第15回夏休み人形劇まつり	
第25回輪之内納涼ふるさとまつり	

文化プログラム	会 場 地
町民のお宝「干支“辰”」展	安八町
企画展「脇坂文助と木曾三川大改修」	
企画展「～館蔵～蓑虫山人」	
豊年祈願祭	揖斐川町
谷汲さくらまつり	
桂古代踊り	
東津汲鎌倉踊	
揖斐祭り	
夜叉ヶ池伝説道中まつり	
いびがわの祭り	
三倉の太鼓踊	
春日 太鼓踊り	
伝統芸能フェスティバル	
川上ほうろ踊り	
白樫踊	
アートいびがわ2012	
谷汲・横蔵寺もみじまつり	
バラまつり大野2012	大野町
第26回ジュニア文化祭	
花咲まつり「池坊いけばな展」	池田町
発掘速報展 発掘された飛騨・美濃の歴史	関市
古式日本刀鍛錬打ち初め式・仕事始め式	
日本自然科学写真協会写真展 自然を楽しむ科学の眼 2011-2012	
資料紹介展 雲の上のお花畑～岐阜県の高山植物～	
特別展 ジオペディアぎふ～岐阜の大地から地球史を探る～	
特別展 飛騨・美濃の信仰と造形 - 古代・中世の遺産 -	
特別展 岐阜、染と織の匠たち 人間国宝三人展	
第45回関市刃物まつり	
第62回関市美術展	
発掘速報展 発掘された飛騨・美濃の歴史	
2012全国和紙画家選抜展	美濃市
美濃まつり	
和紙に込めた光たち	
和紙の見本市展	
ダンボールアート展	
美濃市中日花火大会	
絵手紙展	
2012公募第25回全国和紙画展	
美濃和紙あかりアート展	
あかりの町並み～美濃～	
第57回美濃市芸能大会	
美濃・紙の芸術村2012作品展	
没後50年 津田左右吉を改めて問う 展	

文化プログラム	会 場 地
高橋余一「生活絵巻」展 - 暮らしのありかを思い出す -	美濃加茂市
みのかもダンスフェスタVOL.5	
みのかもバンドフェスタVOL.5	
「あそぶ」展	
おん祭MINOKAMO2012 夏の陣	
現代美術展	
おん祭MINOKAMO2012 秋の陣	
新春まつり	可児市
ロサ バレンタイン「恋人たちに捧げるバラ写真展」	
可児市政30周年記念事業 君といた夏～スタンドバイミー可児～	
可児市政30周年記念事業 ベートーヴェン「第九」演奏会	
可児市少年少女合唱団第23回定期演奏会	
第20回飛騨・美濃歌舞伎大会	
平成24年度岐阜県高等学校総合文化祭(総合開会式含む)	
薪能くるす桜	郡上市
ぎふ清流国体・ぎふ清流大会開催記念特別展示	
岐阜県地理唱歌パネル展	
歌となる言葉とかたち展2012	
さかほぎ祭り2012	坂祝町
第19回ふれあいオン・ステージ	富加町
富加町郷土資料館特別展「みなさんからの寄贈資料～新寄贈資料展」	
第33回富加町民まつり(文化部門展示)	
リバーサイドフェスティバル川辺	川辺町
いこ舞ひちそう夏祭り	七宗町
文化のつどい	
おいでよふる里まつり2012	
杉原ウィーク2012	八百津町
筑前琵琶演奏会	
東座ふれあい公演	白川町
パイプオルガン入門講座	
パイプオルガンコンサート	
第28回白川・イタリアオルガン音楽アカデミー	
第21回美濃白川フォトコンテスト	
第15回パイプオルガンとみんなで歌おう	
つちのこフェスタ'12	東白川村
東白川夏まつり	
東白川村郷土歌舞伎公演	
第17回よってりゃあみたけ	御嵩町
アラビア×フィンランド陶芸	多治見市
岐阜県陶磁器試験場の100年展	
灼熱オドリタイム2012	
井田照一展 - 土に挑む -	
第60回多治見陶器まつり	

文化プログラム	会 場 地
特別展 「ポップ」・「命を抱いて」	多治見市
第66回岐阜県美術展 多治見移動展	
多治見市制記念花火大会	
特別展 「岐阜県ゆかりの人間国宝」 - 美濃陶芸の系譜 -	
MINO CERAMICS NOW Part 2	
第2回美濃焼祭	
第35回たじみ茶碗まつり	
第42回多治見まつり	
小早川コレクション 麗しのマイセン人形	中津川市
第16回岐阜県民文化祭・ぎふ文化の祭典 第4回ひだ・みの創作オペラ「山のしずく」	
東濃歌舞伎中津川保存会 第60回吉例歌舞伎大会	
第18回常磐座歌舞伎保存会定期公演	
ひるかわ杵振り祭	
つけち森林の市	
春・秋の中山道まつり	
第6回前田青邨記念大賞展	
石彫のつどい	
総合文化祭	
中山道中津川 おいでん祭	
第40回加子母歌舞伎大公演会	
花馬祭り	
第22回蛭川歌舞伎公演	
平成24年度中山道中津川ふるさとじまん祭	
ふるさと馬籠ごへー祭り	
第17回岐阜県文楽・能大会なかつ川2012	
夕森もみじまつり	
第45回吉例坂下歌舞伎公演	
第12回岐阜県獅子芝居公演	
第61回中津川市民展	
第38回東濃歌舞伎大会	
シクラメン・そば祭り	
中津川中山道六斎市	
企画展 瑞浪陶芸協会作品展	瑞浪市
企画展「中馬街道筋のやきもの」 - 陶町の窯業とその周辺 -	
特別展「デスモシルスのいた水辺」(仮称)	
企画展「やきもの動物園」 - 資料館に住む動物たち -	
納涼歌舞伎	
企画展「伊藤文生展」(仮称)	
敬老歌舞伎	
第31回中央公民館文化祭	
半原文楽の日	
特別展「櫻堂薬師千二百年展」	
中山道広重美術館 展覧会事業	恵那市

文化プログラム	会 場 地
えなしこどもフェスタ2012	恵那市
第55回恵那市文化祭	
第24回織部の日記念事業	土岐市
土岐市美濃陶磁歴史館特別展「美濃桃山陶の生産」	
第5回現代茶陶展	
土岐市美濃陶磁歴史館 企画展	
土岐市文化祭2012 第55回土岐市美術展・第41回市民音楽祭	
第11回土岐市文芸祭	
飛騨高山ぐるりスタンプラリー	高山市
奥飛騨温泉郷雪像コンテスト	
クリスタルライブinあさひ	
NORIKURAウインターカーニバル	
氷点下の森・氷祭り	
平湯大滝結氷まつり	
北アルプス自然感謝祭 奥飛騨1DAYスノーシューウォーキング	
第24回飛騨高山ドキュメンタリー映像祭	
飛騨高山雛まつり	
かんじきトレッキング	
第66回岐阜県美術展 高山移動展	
タイムカプセルを通過して江戸時代へ	
2012秋飛騨の味まつり	
転月鑑賞会	
ひだ桃源郷収穫劇場2012	
北アルプス自然感謝祭 西穂山荘往復トレッキング 他	
ひだ荘川ふるさと祭り	
高山市美術展覧会	
第6回飛騨市芸能祭	飛騨市
河合町むら芝居大公演	
真夏の夜のコンサート	
下呂ふるさと歴史記念館企画展（開館40周年記念特別展示）「下呂市の重要遺跡展」	下呂市
下呂温泉合掌村	
下呂市文化祭（展示の部）	
下呂市文化祭（芸能の部）	
「昔の縄文土器と今の縄文土器」展	
寺内タケシとブルージーンズ	
平成24年 松竹花形歌舞伎	白川村
白川村踊り街道フェスティバル	
国指定重要文化財 旧遠山家民俗館	

18 デモンストレーションとしてのスポーツ行事

デモンストレーションとしてのスポーツ行事は、次表のとおりとし、実施については、デモンストレーションとしてのスポーツ行事実施基準に基づく実施要項による。

デモンストレーションとしてのスポーツ行事	会 場 地	会場地数
10km・5km マラソン	岐阜市	8 市 15 町 2 村
インディアカ	岐阜市	
ミニテニス	岐阜市	
ビリヤード	大垣市	
ファミリー綱引	大垣市	
ドッチビー	多治見市	
オリエンテーリング	多治見市	
キンボール	羽島市	
グラウンド・ゴルフ	羽島市、可児市、笠松町、 神戸町、富加町	
パワーリフティング	美濃加茂市	
3 B 体操	可児市	
ゲートボール	瑞穂市	
ターゲット・バードゴルフ	瑞穂市	
ビーチバレー	海津市	
ウォーキング	養老町、八百津町	
スポーツチャンバラ	垂井町	
タスポニー	関ヶ原町	
バウンドテニス	安八町	
少女ソフトボール	揖斐川町	
ディスクゴルフ	池田町	
武術太極拳	北方町	
ミニバレー	坂祝町	
カローリング	七宗町	
ケイマンゴルフ	白川町	
ウォークラリー	東白川村、白川村	
マレットゴルフ	御嵩町	

19 その他

- (1) 参加申込み及び宿泊申込みが、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。